

山口学研究センター紀要「山口学研究」投稿規程

(目的等)

第1条 山口大学における山口県の自然文化、歴史、産業、観光、流通、教育等に関する研究成果を活用し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的として、山口学研究センター（以下「センター」という）紀要「山口学研究」（以下「紀要」という。）を発行する。

2 紀要の編集及び発行は、本規程の定めるところによる。

(著者資格等)

第2条 紀要に掲載される論文の著者となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の常勤及び非常勤の教職員（退職者を含む）
- (2) 山口学研究プロジェクトの共同研究者
- (3) その他、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

2 投稿にあたっては、前項第1号に該当する者を担当責任者（投稿及び委員会との連絡担当者）とすること。

3 筆頭著者は、原則として、前項第1号に該当する者とするが、それ以外の場合は、理由を委員会に説明の上、その承認を得るものとする。

(原稿の種類)

第3条 紀要に投稿できる原稿の種類は、「山口学」に関する内容とする。「山口学」とは、山口大学が推進する、山口県に関わる文理融合の研究とし、その種類は原則として次のとおりとする。

- (1) 研究論文
- (2) 実践報告
- (3) その他、委員会が適当と認めたもの

(原稿の体裁)

第4条 原稿は原則和文とする。ただし、他言語による投稿も認める。その場合、表題及び要旨には和文を併記するものとする。原稿はA4判（上下左右に各20mmの余白）にMS明朝10ポイントで横2段組（25字×50行×2段）とし、原則として、図・表・写真を含み12ページ以内とする。原稿は電子媒体で、使用するファイル形式はwordファイルとする。

(原稿の形式)

第5条 投稿者は、あらかじめ用意された原稿テンプレート（Wordファイル）を使用し、下記の(1)～(10)の形式に従うこと。他言語で投稿する場合も、和文の原稿テンプレートに準じて作成するものとする。

- (1) 表題等について

表題はMS 明朝 18 ポイントの太字、執筆者氏名はMS 明朝 16 ポイントの太字とし、所属をMS 明朝 14 ポイントとする。一方、英語標記では、表題及び執筆者氏名をTimes New Roman16 ポイントとし、所属をTimes New Roman14 ポイントとする。

(2) 要旨

原則として和文要旨を記載する。英文要旨を併記しても良い。他言語による投稿の場合は、英文要旨及び和文要旨を併記すること。和文要旨は400字以内、英文要旨は100語以上200語以内を目安とし、背景・目的・方法・結果・結論等を簡潔に記載する。

(3) 本文

和文の句読点は全角「、」「。」「」を用いる。

章立ては1 2 3 … (全角太字) と太字で表記する。節は1.1. 1.2. … (半角太字) のように太字で表記する。

(4) 図・表・写真

図・表・写真は本文中に挿入し、キャプションも含め版面に収まるよう作成を行い、記載の順序に番号を付ける。線画をスキャニングする際には、解像度は仕上がり時の寸法で1,200dpi以上に設定する。また、写真をスキャニングする際には、解像度は仕上がり時の寸法で350dpi以上に設定する。本文と図・表・写真の間は、一行空白を設けることが望ましい。

図・表・写真の番号及びキャプション(タイトルや説明)の位置は、図・写真の場合は図・写真の下側、表の場合は表の上側とする。

(5) 注釈

注は、1)、2) のように通し番号による上付き数字で示し、本文の後(引用・参考文献の前に)に【注】の項目を立て一括して記す。

例：．．．である¹⁾。

【注】

1) 注は本文の後に一括して示す。

(6) 謝辞

注釈の後(引用・参考文献の前に)に【謝辞】の項目を立てて記載することができる。センターにより採択されたプロジェクトに係るものについては、山口学研究センターのサポートがあった旨を必ず記載する。

(7) 本文中における文献の引用方法

引用・参考文献については注釈の後、論文の末尾に【引用・参考文献】の項目を立て、日本語文献と英語文献を分けて日本語の場合は著者名五十音順、英語の場合はabc順で一覧にする。

本文の該当箇所に、著者 1 名の場合(著者姓○○, 刊行年) 例: (田中, 2015)、著者 2 名の場合(著者姓○○・著者姓○○, 刊行年) 例: (田中・中村, 2015)、著者 3 名以上の場合(著者姓○○ほか, 刊行年) 例: (田中ほか, 2015) と表記する。

(8) 引用・参考文献一覧の作成様式 (日本語の場合)

=著者姓名=, XXXX (刊行年), 「=論文名=」, 『=書名=』, 発行者, pp. XX-XX (開始頁と終了頁)。(巻 号 頁 は vol. no. pp. で統一)

論文名は「」でくくり、雑誌名を『』でくくる。書籍の場合は、引用内容を「」でくくり、書籍名を『』でくくる。

例: 山下浩一, 1998, 「○○に伴う裂傷の頻度・部位・予防法」, 『日本○○学会誌』, ○○書店, pp. 97-600.

[Web 上の資料を引用する場合]

上記と同様に引用先の名称と年号に続いて引用箇所のタイトルと URL を付す。

例: 防災財団, 2018a, 『地域防災指針』 <https://www.bosai.co.jp/content/1266645>

(9) 引用・参考文献一覧の作成様式 (英語の場合)

Last Name に続いて、Middle Name と First Name を頭文字とピリオドで表示、各著者の間はカンマでつなぎ、最終著者との間は and でつなぐ。年号に続いて、文献名を“ ” で囲い、雑誌名はイタリックで表示する。巻号は、vol. 及び no. で表示し、頁は pp. の後に最初と最後のページ数をハイフンでつなぐ。doi が分かる場合は、doi の URL を添える。

例: Hill, V. A., Barber, E., Carter, N., and Volt, E., 2019, “Turbidity Current caused by Tsunami, 2011”, *Natural Science*, vol. 7, no. 42, pp.23-52, <https://doi.org/10.1166/s40939-018-0353-8>

[書籍全体を引用する場合]

著者名と年号(表記方は上述に準じる)の後に書籍名を“ ” で囲んで表示し、カンマのあとに出版社を表示し、頁数の後に p. を付す。

例: Raymond, B., 2003, “Future of Robot”, Mechanic Publishing Co. Ltd., 366 p.

[書籍の一部を引用する場合]

著者名と年号(表記方は上述に準じる)の後に、引用部の名称を“ ” で囲い、In: (イタリック)の後に編集者名を書き、(ed.)あるいは(eds.)と書いたのち、イタリックで書籍名を表示し、カンマのあとに、引用頁数(pp. -)と出版社を示す。

例: Abbot, V. A., Charleston, E., Porter, N., and Vail, E., 2015, “Ancient Music before J. S. Bach” In: Thompson, A.B. and Carry, O.N. (eds.) *Music Science*, American Publishing Co. Ltd. pp.3-66.

[Web 上の資料を引用する場合]

著者ないし引用元の名称の後に閲覧した年号を付し、続いて URL を表示する。

例: World Heritage Organization, 2019, “Preservation Protocol of Karst Heritage” <http://www.wo>

rldheritage.com/663546.3.pdf

(10) 引用・参考文献一覧の配置

文献の2行目を全角1文字(半角2文字)下げる。

例：

山下浩一, 1998, 「〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う裂傷の頻度・部位・予防法」, 『日本〇〇学会誌』, 〇〇書店, pp. 97-600.

Abbot, V. A., Charleston, E., Porter, N., and Vail, E., 2015, “Ancient Music before J. S. Bach” *In*: Thompson, A.B. and Carry, O.N. (eds.) *Music Science*, American Publishing Co. Ltd. pp.3-66.

(原稿の投稿)

第6条 紀要に投稿しようとする者は、委員会が定める期日までに、センター事務局に対し、委員会が指定する内容に従って以下の書類を電子媒体で提出しなければならない。

(1) 原稿 (Word ファイル)

(2) 論文投稿申請書 (委員会が別途定める様式)

2 原稿締切日は、センターにより採択されたプロジェクトに係るものについては支援終了の翌年度末までとし、その他のものについては、前項の論文投稿申請書により投稿者が示すものとする。

(審査)

第7条 投稿された論文の審査は、委員会が行う。

2 委員会は、投稿者から推薦された査読候補者(原則2名)を参考に、当該分野の専門家を査読委員として選出し、査読を依頼する。

3 査読委員は、査読結果を「採択」「修正の上採択」「不採択」のいずれかで委員会に答申する。

(論文掲載の可否)

第8条 委員会は、前条の査読結果に基づき、投稿論文の掲載可否を決定する。

2 委員会は、査読結果に基づき著者に原稿の修正を求めることがある。査読委員による査読は2回までとする。

(校正)

第9条 投稿者が自らの責任で校正を行う。

2 校正は、原則として編集に関わる修正(誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など)のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

(著作権等)

第10条 投稿された論文等の著作権は、センターに帰属するものとする。

2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。

3 投稿者は、センターに対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM 等）への変換・複製、学内外への配布及び公開（山口大学機関リポジトリ（YUNOCA）等を通じた電子的公開を含む）を原則として許諾するものとする。

第 11 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 日変更）

1 この改正は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日変更）

1 この改正は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 5 日変更）

1 この改正は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。